社会福祉法人　石川県社会福祉協議会
介護福祉士実務者研修受講資金貸与要綱

（目的）

第１条　介護福祉士実務者研修受講資金は、石川県内（以下「県内」という。）の実務者研修施設に在学する者であって当該実務者研修施設を卒業（実務者研修の修了を含む。以下同じ。）後、県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し、社会福祉法人石川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が介護福祉士実務者研修受講資金（以下「研修受講資金」という。）を貸与することにより、本県の介護サービスの質の向上及び質の高い介護人材の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「実務者研修施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。）第 40 条第２項第５号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は石川県知事が指定した養成施設のことをいう。

２　この要綱において「返還免除対象業務」とは、昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添１に定める職種若しくは別添２に定める職種又は当該施設の長の業務をいう。

（貸与の対象者）

第３条　研修受講資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者で、本会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者とする。

（１）県内に所在する実務者研修施設に在学する者

（２）貸与申請日時点で次のいずれかに該当する者であって、日本国内に住民登録を有する者

ア　日本国籍を有する者

イ　出入国管理及び難民認定法第 22 条（昭和 26 年政令第 319 号）第 22 条の規定に基づき法務大臣から永住許可を受けた者（以下「一般永住者」という。）

ウ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第 71 号）第３条に規定する法定特別永住者及び同法第４条又は第５条の規定により法務大臣より特別永住許可を受けた者（以下「特別永住者」という。）

エ　出入国管理及び難民認定法別表二に定める定住者

オ　日本国籍を有する者、一般永住者、特別永住者又は定住者の配偶者

（３）実務者研修施設を卒業後に県内において介護福祉士として２年間以上返還免除対象業務に従事しようとする者

（４）暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者

２　前項第３号の規定にもかかわらず申請時に県内に住民登録を有していた者が次に掲げる施設において返還免除対象業務に従事する場合は、県内で従事したものとみなす。
（１）国立障害者リハビリテーションセンター
（２）国立児童自立支援施設
（３）国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第２項の委託を受けた施設
（４）医療型障害児入所施設「整肢療護園」及び「むらさき愛育園」
（５）独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
（６）東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）に所在する施設
３　第１項の規定にかかわらず既に他の同種の資金の貸与を受けている者又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に規定する職業訓練として実務者研修施設に在学している者は、この研修受講資金の、貸与を受けることができないものとする。

（研修受講資金の貸与期間、貸与額及び利子）
第４条　貸与期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
２　貸与額は、200,000 円以内とする。
３　研修受講資金は、次に掲げる経費に充てるものとする。
（１）実務者研修施設に支払う授業料
（２）実習費、教材費等の納付金
（３）参考図書、学用品、交通費、国家試験手数料等の経費
（４）その他理事長が実務者研修施設において受講する際に必要な経費として適当と認める経費
４　利子は無利子とする。

（貸与の申請）
第５条　研修受講資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸与申請書（第１号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
（１）介護施設・事業所の長の推薦書（第２号様式）
（２）申請者の住民票
（３）連帯保証人の現住所を証明する公的書類
（４）連帯保証人に所得があることを証明する書類
（５）実務者研修施設に在学していることが分かる書類
２　申請者は、貸与申請後に貸与を受ける意思がなくなったときは、理事長に貸与辞退届（第３号様式）を提出しなければならない。
３　理事長は、前項に規定する貸与辞退届（第３号様式）の提出があったとき又は申請者の死亡を確認したときは、貸与申請の受理を取消すものとする。

（連帯保証人）
第６条　申請者は、連帯保証人を立てなければならない。
２　連帯保証人は、成年の者でなければならない。
３　連帯保証人は、返還債務を負担する資力を有する者であって、原則として県内に住民登録を有するものでなければならない。
４　申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、当該法定代理人に返還債務を負担することができる資力を有する者でない場合は、当該法定代理人とは別に返還債務を負担することができる資力を有する連帯保証人を立てなければならない。
５　連帯保証人は、研修受講資金の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。
６　借受人が連帯保証人を変更しようとするときは、理事長に変更届（第４号様式）を届出なければならない。

（貸与の決定等）
第７条　理事長は、本会の予算の範囲内で研修受講資金の貸与を行うものとする。
２　理事長は、研修受講資金の貸与を行うこと又は貸与を行わないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。
３　研修受講資金の貸与決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、貸与決定後に貸与を辞退する場合は、貸与辞退届（第３号様式）を理事長に提出しなければならない。
４　理事長は、貸与決定者が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸与決定を取り消すものとする。
（１）虚偽その他不正な方法により研修受講資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
（２）貸与決定者が死亡したとき。
（３）前項に規定する貸与辞退届（第３号様式）の提出があったとき。

（契約の締結）
第８条　貸与決定者は、理事長と金銭消費貸借契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。
２　貸与決定者は、貸与契約をするにあたっては、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
（１）金銭消費貸借契約書
（２）貸与決定者（未成年の場合を除く。）及び連帯保証人の印鑑登録証明書
（３）振込口座届（第５号様式）

（研修受講資金の貸与）
第９条　研修受講資金は、一括で貸与するものとする。

（契約の解除）

第 10 条　理事長は、研修受講資金を借受人に送金する前に借受人が次に掲げる研修受講資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

（１）虚偽その他不正な方法により研修受講資金の貸与を受けようとしたことが明らかになったとき。

（２）実務者研修施設を退学したとき。

（３）心身の故障のため受講を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（４）死亡したとき。

（５）その他研修受講資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２　理事長は、借受人が研修受講資金を貸与される前に貸与辞退届（第３号様式）を提出したときは、その契約を解除するものとする。

３　理事長は、第１項又は第２項の規定により契約を解除したときは、その旨を借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

（返還債務の当然免除）

第 11 条　理事長は研修受講資金の借受人が次の各号のいずれかに該当したときは、研修受講資金の返還債務を免除する。

（１）実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が３年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が３年に達した日とする。以下同じ。）から１年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日以降、２年間引き続きこれらの業務に従事したとき。

（２）返還免除対象業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務を継続することができなくなったとき。

２　第１項第１号の規定にもかかわらず災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）を受験できなかった場合、又は国家試験に合格できなかった場合であって、借受人に次年度の国家試験の受験の意思があるときは、第１項第１号中「卒業した日」とあるのは「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。ただし、卒業年度の翌々年度までを限度とする。

３　第１項第１号の規定にかかわらず、申請時において県内に住民登録を有していた借受人が次の各号に該当するときは、県内において返還免除対象業務に従事したものとみなす。

（１）第３条第２項に規定する国立の施設において返還免除対象業務に従事したとき。

（２）東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震をいう。）における被災県（岩手県、宮城県及び福島県のことをいう。）において返還免除対象業務に従事したとき。

（３）従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事したとき。

４　第１項第１号に規定する返還免除対象期間の２年の計算については、在職期間が通算730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上とする。

５　ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に２以上の市町、施設等において業務に従事した期間は１の期間として計算し、通算しないものとする。

６　返還免除対象業務に従事後、災害、疾病、負傷、産前産後休業、育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じたときは、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、第１項第１号に規定する業務に従事する期間には算入しないものとする。

７　第１項に規定する返還債務の当然免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第６号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

８　理事長は、前項の規定による免除の申請に基づき当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（返還）

第 12 条　借受人が、次の各号のいずれかに該当するとき（社会福祉士養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に理事長が定める金額を月賦若しくは半年賦の均等払方式又は一括払方式により返還しなければならない。

（１）虚偽その他不正な方法により研修受講資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。

（２）実務者研修施設を退学したとき。

（３）実務者研修施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。

（４）県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

（５）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

（６）県内において返還免除対象業務に従事し、その後、借受人の死亡及び心身の故障以外の事由により、返還免除対象業務に従事している介護施設・事業所を離職したとき。

（７）その他研修受講資金の目的を達成することができなくなったと認められるとき。

（８）第 13 条第１項の規定による返還猶予の事由がなくなったとき。

２　第１項第３号の規定にかかわらず、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、又は国家試験に合格できなかった場合であって、

借受人に次年度の国家試験の受験の意思があるときは、「卒業した日」とあるのは「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。ただし、卒業年度の翌々年度までを限度とする。

3　第１項に規定する期間内に返還を行うことが困難な状況など、真にやむを得ない事由があると理事長が認めたときは、第１項の貸与を受けた期間について２を乗じて得た期間とすることができる。

4　第１項各号の事由により研修受講資金を返還しなければならない者は、その事由が発生した日から速やかに返還届（第７号様式）を理事長に提出しなければならない。

5　理事長は、前項に規定する返還届（第７号様式）の提出があったときは、返還に係る金額及び返還方法を定めた返還計画を作成し、借受人及び連帯保証人に送付するものとする。

6　理事長は、前項による返還計画の変更を行う又は行わないことを決定したときは、その旨を借受人又は連帯保証人に通知するものとする。

（返還債務の履行猶予）

第 13 条　理事長は、研修受講資金の借受人が次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、研修受講資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

（１）貸与決定時に在学していた実務者研修施設を卒業後、さらに社会福祉士養成施設等において修学しているとき。

（２）県内において返還免除対象業務に従事しているとき。

（３）介護福祉士国家試験の受験に必要な介護等の業務に従事中のとき。ただし、実務経験が３年に達した日が属する年度の末日までを限度とする。

（４）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、又は、国家試験に合格できなかった場合であって、借受人に次年度の国家試験の受験の意思があるとき。ただし、猶予する期間は、実務者研修施設の卒業年度の翌々年度までとする。

（５）県内において返還免除対象業務に従事するため、求職中のとき。ただし、実務者研修施設を卒業した日（前号に該当する者にあっては、国家試験に合格した日）から１年間までを限度とする。

（６）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

2　前項に規定する返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（第８号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

3　第１項第３号の事由により、返還猶予を受けている者は、２年目以降は、前項の規定にかかわらず返還免除対象業務従事証明書（第９号様式）を提出することで、返還猶予申請書の提出があったものとみなす。

4　理事長は、前項の規定による猶予の申請に基づき当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（返還債務の裁量免除）

第 14 条　理事長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、貸与した研修受講資金に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

（１）業務外の事由による死亡又は心身の故障により貸与を受けた研修受講資金を返還することができなくなり、かつ、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、研修受講資金の返還が困難など真にやむを得ない事由があるとき。

返還債務の額の全部又は一部（既に返還を受けた金額を除く。）

（２）長期間所在不明となり、連帯保証人に請求を行ってもなお研修受講資金を返還させることが困難である等真にやむを得ない事由があると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき。

返還債務の額の全部又は一部（既に返還を受けた金額を除く。）

（３）理事長は、第 12 条第１項第５号又は第６号の規定により、業務外での負傷、出産等により離職し、一旦、研修受講資金を返還となった借受人がその後県内において返還免除対象業務に再従事し、通算して研修受講資金の貸与を受けた期間以上当該業務に従事したとき。

返還債務の一部の額（既に返還期限の到来した金額を除く。）

２　前項第３号の規定による裁量免除額は、県内において返還免除対象業務に従事した年数（返還免除対象業務に従事した日数を 180 日で除して得た数字）を５で除して得た数値（この数値が１を超えるときは１とする。）を返還債務の額に乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

３　前項に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第６号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

４　理事長は、前項の規定による返還債務の裁量免除の申請があったときは、当該免除を承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

（届出義務）

第 15 条　借受人は、借受人又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先その他の重要な事項に変更があったときは、変更届（第４号様式）を理事長に提出しなければならない。

２　借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人又は連帯保証人（相続人又は連帯保証人によりがたい場合は、借受人の親族）は、変更届（第４号様式）に借受人が死亡したことを証する書類を添付して理事長に提出しなければならない。

３　借受人は、在学する実務者研修施設（又は介護福祉士実務者研修）を卒業したときは、卒業届（第 10 号様式）又は卒業証（又は修了証）の写しを理事長に提出しなければならない。

４　借受人が、県内において返還免除対象業務に従事したときは返還免除対象業務従事証明書（第９号様式）を理事長に提出しなければならない。

5　借受人が、返還免除対象業務従事先を変更したときは、変更前と変更後の従事先の返還免除対象業務従事証明書（第９号様式）を提出しなければならない。
6　借受人は、理事長の求めがあったときは、実務経験証明書（第 11 号様式）又は返還免除対象業務従事証明書（第９号様式）を提出しなければならない。
7　第１項から前項による届出は、借受けた研修受講資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

（延滞利子）
第 16 条　理事長は、研修受講資金の借受人が正当な理由がなく、研修受講資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
2　前項の規定による延滞利子の計算につき同項に定める年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。
　なお、借受人が返還すべき期限を過ぎて返還の債務の額を払込みした場合は、払込額が元金（貸与総額)、延滞利子の合計額に満たないときの充当順位は、元金、延滞利子の順とする。
3　理事長は、借受人に真にやむを得ない事情があるときは、延滞利子支払免除申請書（第 12 号様式）に基づき延滞利子を免除することができる。

（その他）
第 17 条　この要綱に定めのないものについては、国及び県と協議の上、決定するものとする。
2　平成 28 年 11 月 1 日以前に貸与(付)決定したものについては、従前の例による。ただし、提出書類の様式については、新旧いずれでもよいものとする。

附　則（平成 28 年 3 月 31 日石社協第 2159 号）
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 11 月 1 日石社協第 1380 号）
この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年 6 月 14 日石社協第 658 号）
この要綱は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。